

令和4年 第4回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和4年3月10日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和4年3月10日

東京都教育委員会第4回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第14号議案

令和3年度東京都指定文化財の指定について

第15号議案

令和4年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書
の採択について

第16号議案から第20号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

- (1) 都立高等学校等に示すスクール・ミッションについて
- (2) 都立高等学校等における校則等に関する取組状況について
- (3) 令和4年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）の実施について
- (4) 東京都公立学校教員の懲戒処分について
- (5) 教職員の主な非行に対する標準的な処分量定の一部改正について
- (6) 「いじめ防止対策推進法」第30条第1項に基づく報告について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	福 崎 宏 志
教育監	増 田 正 弘
技監	矢 内 真 理 子
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	谷 理 恵 子
地域教育支援部長	小 菅 政 治
指導部長	藤 井 大 輔
人事部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	稻 葉 薫
(書 記) 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただ今から、令和4年第4回定例会を開会します。

本日は、教育新聞社ほか1社からの取材と、8名の傍聴の申込みがありました。また、教育新聞社ほか1社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。これを許可してもよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可します。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、山口委員をお願いを申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 1月21日の令和4年第1回臨時会議事録及び2月3日の令和4年第2回定例会議事録につきましては、既に御覧をいただいたと思いますので、よろしけれ

ば御承認を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、1月21日の令和4年第1回臨時会議事録及び2月3日の令和4年第2回定例会議事録につきましては御承認を頂きました。

2月17日の令和4年第3回定例会議事録を配布していますので、次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと思います。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第16号議案から第20号議案まで、及び報告事項(4)から(6)までにつきましては、人事及び個人情報に関する案件ですので、これを非公開といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、ただ今の件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第14号議案

令和3年度東京都指定文化財の指定について

【教育長】 それでは、第14号議案「令和3年度東京都指定文化財の指定について」の説明を、地域教育支援部長からお願いをします。

【地域教育支援部長】 それでは、第14号議案、令和3年度東京都指定文化財の指定について説明をします。

本件は、昨年12月16日の教育委員会におきまして、新たに指定したい文化財4件を御審議いただいたもので、その後、東京都文化財保護審議会に諮問をしまして、2月16日に諮問のとおり指定すべきとの答申を頂きましたので、本日はこれらの指定の決定につきましてお諮りするものです。

新たに指定するものは、御覧のとおり、東京都指定有形文化財(建造物)自由学園、東京都指定有形文化財(絵画)絹本着色宝塔絵曼荼羅、東京都指定無形民俗文化財(風俗慣習)じんがんなわ、東京都指定天然記念物(植物)梅岩寺のカヤの4件です。

それぞれの内容につきましては、昨年諮問をお諮りするに当たり、一定の御説明を

させていただきましたので、今回は文化財保護審議会の答申に述べられています、指定理由のポイントに絞って説明をします。

まず、東久留米市に所在する自由学園です。昭和9年9月に現在地に建てられた女子部の校舎7棟です。設計者は遠藤新で、近代建築の巨匠と称されるアメリカ人建築家フランク・ロイド・ライトの愛弟子です。

指定の理由です。本件は、講堂、食堂、教室、体操館からなる校舎を回廊及び中庭、池などとともに一体的に配置して、高い機能性と利便性を実現したもので、かつ緩やかに高さが変化する地形を巧みに利用して、周辺環境と調和を図った配置計画がなされ、意匠的に優秀であること。また、遠藤新が世界的に著名な建築家フランク・ロイド・ライトの設計思想「プレーリーハウス」を承継しつつも、独自の建築理論により、学園の教育を実現する環境として設計した建築であり、氏の代表作の一つであること。都内において、昭和初期にさかのぼる大規模かつ複数棟からなる学校建築として、竣工からほぼ形を変えずに今なお同校の校舎として使い続けられていることも貴重であるとの評価を頂きました。

続きまして、品川区に所在する絹本着色宝塔絵曼荼羅です。

本件は、毘沙門天像に見られる流ちょうな描線と彩色に鎌倉時代的な特徴があるとの指摘があり、第3代将軍徳川家光が、元和6年に本作品を鑑賞した記録が残っている、珍しい掛け軸です。

指定の理由です。本件は、上質な画材と確かな画技による優品であり、南北朝期まで制作時期をさかのぼる仏画が乏しい関東では、希少な作品であること。また、日蓮宗独特の中世仏画である点で貴重であり、意義深いと評価されました。

続きまして、足立区のじんがんなわです。

本件は、地域の無病息災を祈る厄除けの行事で、わら縄で6メートルほどの大蛇を作り、大乘院に奉納し、千葉がゆを作って食べます。毎年、成人の日に行われています。

指定の理由です。本件は、かつての江戸近郊農村に伝承してきた希少な厄除けの行事であること。高度成長期以前の人々の生活に欠かせなかった稲わらを利用して、古くからの伝承による災厄除けの行事を守り伝えており、都民の生活文化の特徴を示す

風俗慣習として貴重であることが評価されました。

続きまして、東村山市に所在する梅岩寺のカヤです。

幹は真っすぐ上方に伸び、円錐状に枝が張っている健全なカヤです。

指定の理由です。本件は、東京都内でも有数の大きさのカヤであること。都指定天然記念物の「梅岩寺のケヤキ」とともに江戸時代後期の地誌に記載されており、梅岩寺の境内を特徴付ける景観として古くから親しまれてきており、東京都の自然を記念する巨樹として重要であることが評価されました。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただ今の説明につきまして、御質問・御意見等ありましたらお願いを申し上げます。よろしいですか。

それでは、御意見等ありませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

第15号議案

令和4年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

【教育長】 次に、第15号議案「令和4年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について」の説明を、指導部長から申し上げます。

【指導部長】 それでは、第15号議案について御説明させていただきます。

来年度、都立高校・都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部で使用する、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる附則9条本の採択をお願いするものです。

なお、都立の特別支援学校の小学部と中学部で使用する附則9条本については、8月までに採択して、国に報告する必要があることから、昨年7月27日の教育委員会で採択をしていただいているところです。

こちらの「参考資料」でまず御説明させていただければと思います。

まず1ですが、学校教育法附則第9条第1項には、高校や特別支援学校等において、検定済教科書及び文部科学省著作教科書以外の教科用図書を使用することができる規定されています。具体的には、学校設定科目、例えばフランス語などの第2外国語の授業で使用する市販のテキストや、工業や農業などの専門教科で使用する専門書のほか、特別支援学校で使用する絵本などがあります。これらを略称で附則9条本と呼んでいます。

附則9条本につきましては、次の2にありますとおり、各学校が生徒の実態等に十分配慮するなどにより選定した図書を調査、審査し、教育委員会の責任と権限において適正かつ公正に採択していただくことになっています。

各学校におきましては、3にありますように、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置して、附則9条本の選定について検討をしています。その際、内容が正確・中正であることなど、(2)に記載の要件を備えているかどうかを調査した上で、校長の責任と権限において、生徒の実態等を踏まえた最も適切な図書を選定しています。

その後、4になりますが、各学校から指導部に報告がありましたので、附則9条本が教育課程に位置付けられた教科・科目の主たる教材として、年間を通して授業で使用するかなどの確認を行ったところです。

それでは議案資料の1枚目に戻りますが、2の選定状況について御説明します。

都立高校及び中等教育学校後期課程のうち、105課程で323種類、都立特別支援学校高等部のうち52校で301種類の図書を選定しています。また、これらのほか、都立高校及び中等教育学校後期課程の233課程で、「人間と社会」の1種類の図書を選定しています。都立高校及び中等教育学校後期課程で最も多く選定されているのが外国語の図書で、続いて芸術、工業など、専門高校の実習の図書、福祉関係の図書などが多くなっています。都立特別支援学校では、職業に関する図書が最も多く選定されており、続いて音楽や美術などの芸術関係が多く選定されています。

なお、図書の数え方ですが、一つの教科で複数の学校が同じ図書を選定している場合は1種類として図書を数えています。

学校ごとの選定状況については、都立高校及び中等教育学校後期課程で選定された

図書を学校別・課程別にまとめたものが別紙1、特別支援学校高等部で選定された図書を教育部門・学校別にまとめたものが別紙2で、別のファイルで掲載しています。これらをこのたび採択していただく附則9条本案としてお示しをさせていただいているところです。

それでは、この別紙1・2の中から、幾つか御紹介させていただければと思っています。

画面の方ですが、こちらは都立新宿高校全日制普通科のものです。学校設定教科として、フランス語やドイツ語などの科目を設置しています。普通科では、こうした外国語の授業に使用する図書を選定している学校が多くなっています。

表の一番右側の分類ですが、脚注にありますとおり、Aはこれまでの採用実績があり、授業での効果が認められるもの。Bは採用実績がある図書のうち資格試験等に有用であるもの。Cは新たに発行されるもの。既刊本では当該校では使用していなかったもので、授業での効果が期待できるものとして分類しています。

続きまして、こちらは国際高校で、多様な外国語の科目に応じたもののほか、番号の18、こちらにありますように、国際高校では日本の文化や、番号19のように、国際的な諸課題に関する図書なども選定している状況があります。

少し飛びます。こちらは都立農芸高校です。実習や資格取得に関する図書を多く選定しています。このように、農業・工業などの専門高校においては、実習など、専門的な教科で使用する図書を多数選定している状況があります。

続きまして、特別支援学校を若干説明させていただきます。

こちらは、この4月に開校する聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併設する立川学園での選定状況です。肢体不自由教育部門や、視覚障害・聴覚障害教育部門の特別支援学校には、「普通高校の教育課程に準ずる課程」で学習する生徒のほか、知的障害を併せ有する生徒が在籍しています。このため、番号1から6にありますように、高校と同じような図書に加え、番号7以降のとおり、知的障害を併せ有する生徒の使用する図書等を多数選定している状況があります。

なお、教材概要のところに、「令和3～4年度使用特別支援教育教科書調査研究資料に登載」と表示しているものがありますが、これは都教育委員会の作成した特別支

援学校の小学部・中学部及び小・中学校特別支援学級で使用する一般図書の調査研究資料に掲載されている図書という意味です。

次に、知的障害教育部門のしいの木特別支援学校で選定した図書です。知的障害特別支援学校では、生徒に適した図書として、絵本など分かりやすく使いやすい図書を多数選定している状況があります。

こちらは永福学園の知的障害教育部門で選定した図書です。永福学園の知的障害教育部門は、就業技術科を設置していますので、生徒の企業への就労に向けて、専門的な職業指導を実施しています。このように、就業技術科では、清掃作業への従事や調理、飲食店での接客サービスなど、就労に結び付けることができる図書を多数選定している状況があります。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただ今の説明につきまして、御質問・御意見等ありましたらお願いを申し上げます。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 御説明ありがとうございました。この教材ファイルを拝見していると、動画とか3DとかARとかということが書いてあったりしますので、これはこれまでのように、いわゆる本ではなくて、それ以外に付録のデジタルコンテンツも含めて、附則9条本として扱ってよいということで、文部科学省の方から許可というか、あるというふうな認識でよろしいですか。

【所管課】 中には付録等で付いているものもあるかと思いますが、基本的にはこの附則9条本として採択されるものについて、まだ現状では国の方は紙の図書を対象ということで指定されていますので、今後その辺を含めた考え方というのが出てくる可能性はありますが、今回の採択につきましては、この中の紙の部分、図書部分が採択の対象となるかと思えます。よろしく申し上げます。

【新井委員】 御説明ありがとうございました。これから都立学校にも一人1台の端末が配布されていくことを鑑み、この後、デジタル教科書にするかどうかは別問題として、より学習が生徒の実態に合わせて、より学習効果が得られるような、こういう教科用の図書というものは幅広く考えられるべきかなというふうには思います。特

に特別支援であるとか、商業であるとか、そういうようなところで、あるいは英語のスピーキング、リスニングといった場面では、なかなか紙媒体では難しいというような場面もあろうかと思しますので、附則 9 条本に関して、より柔軟な運用が行われることを、東京都にというよりは国に期待したいと思います。

一方で、このデジタルの部分については、中身を全部チェックするということが非常に困難ということがあることも事実です。紙の部分だけではなくて、中身がどんどん、画像とか動画とかあって、それが正しいのかどうかというところまでチェックしきれぬのかという課題も残るだろうなと思っています。この後、こういうお話が急速に展開することも考えられますので、東京都ではどういう方向性になったとしても、生徒にとってより良いものになること、そして中立、公平、そして正確性が担保されるということを、どのように両立していけばいいかという心構えを、今から考えておくべき、ちょっと遅いぐらいのタイミングかなと思っていますので、よろしくお願ひします。

【指導部長】 附則 9 条本はまだ紙の媒体ということですが、今後、教科書と併せてデジタル化という動きがもちろん出てくるかと思ひます。実際、教科書も、今年度から一部都でも実証の検証を始めているところですが、やはりどの教科で、どの場面でどう使うのがいいのか、あるいはこれまでの教科書と比べて理解度にどのような差が出てきているのか、あるいは向いている生徒といひますか、いろいろな生徒がいるので、そういう生徒とどういふふうに使っていくのがいいのかなど、そういうところを今研究しているところです。ですから、今後、教科書のデジタル化と併せて、国の方も今年中に今後の在り方の結論を出すと聞いていますが、そういう情報を踏まえながら、デジタルの教科書あるいは附則 9 条本含めて、生徒にとってより良く使えるようなものを追求していきたくて思ひます。

【教育長】 では、補足をお願いします。

【所管課】 事務局です。今、指導部長からもお話がありましたように、まずはデジタル教科書について、現状は検定した紙の教科書を、いわゆる PDF のようにデジタル化したものがデジタル教科書ということになっていますが、今年中にこのデジタル教科書の在り方について、国が考え方を示すということをお伺ひしますので、検定

の仕方、選定の仕方等を含めて、国の動きを踏まえて適切に対応していけるようにしたいと考えています。ただ、このいわゆる附則 9 条本は一般図書になりますので、こちらにつきましては、デジタル化についてどうなるかというのは、まだ国の方の動きもこれからと伺っていますが、ただデジタル化された図書が、有用な場合も御指摘のようにあろうかと思えます。そういった場合、現状ですと、いわゆる補助教材で扱うというようなことは考えられるのかなと思っております、そういったことも含めて対応を考えていく必要があろうかと考えています。よろしくお願いします。

【新井委員】 これはお返事は必要ではないのですけれども、お尋ねではなくて、私は教科書をタブレット上でPDFにするのか紙がいいかということは、あまり重要な議論ではないと思っていて、むしろこの附則 9 条本こそが学校それぞれの実態に応じて、必要なもの、その学校の実態にとって最も良い学習の支援ができる、あるいは学びが深まる、効果的なものが使われていくべきだと思います。国は象徴的な話として、教科書をデジタル化するのকাশないのかという話をされていると思いますけれども、都立高校としては、どちらかという各学校の実態に合わせて最もいい形態を選んでいくということが良いことだと思っているので。この附則 9 条本については、国が方針を出す出さないにかかわらず、どういう学校でどういう教材を使うとその効果が上がったのかというのは、一律ではないと思うんですね。デジタルの方が良かったとか、紙の方が良かったとかいうのは一律ではないと思えますので、その辺りも含めて、研究をきちんと来るべきときにエビデンスベースでこういうふうにする考え方というのを示せるような、十分な研究を教育委員会で行っていくということが重要だと考えます。

以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員。

【秋山委員】 この A・B・C というふうに分類がされていますけれども、A と B はこれまで使っていて効果があったので継続して使っているということになります。それと、C は現状に合ったものを新たに研究して採用しているということになっていると思います。どちらがいいということではなく、現状とそれから新しいもの

を採択した割合が見られると、毎年の流れが分かるのでいいかと思いました。次回そういうデータを見せていただけると助かります。

【指導部長】 大体、毎年A・B・Cの比率で言いますと、Aが6割ぐらいで、Bが3割、Cが1割ぐらいで、大体一定ですが、今後そういった出し方も少し検討してみたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにありませんようでしたら、本件につきましては原案のとおり決定してよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

報 告

(1) 都立高等学校等に示すスクール・ミッションについて

【教育長】 次に報告事項(1)「都立高等学校等に示すスクール・ミッションについて」の説明を、都立学校教育部長からお願いします。

【都立学校教育部長】 報告事項(1)都立高等学校等に示すスクール・ミッションについて、資料に沿って御説明します。

この位置付けですが、(1)のところですけれども、中学校を卒業する生徒の多数が高校に進学する中、多様な生徒がいる中で、各高校が育成を目指す資質・能力を明確化し、生徒一人一人が主体的に学びに取り組むことが重要であることから、国は学校教育法施行規則を令和3年3月に改正した際に、「設置者が各高校に対し、各校の社会的な意義をスクール・ミッションとして示すこととし、各高校に「スクール・ポリシーを策定し、公表すること」を義務付ける規定を設けました。

スクール・ミッションですが、設置者が各学校と連携し、在籍する生徒の状況や期待に加え、各学校の歴史や伝統、社会や地域の実情を踏まえて、各学校に期待される役割、目指すべき学校像を示すものです。このため、これまでの間、学校経営計画に掲げてきました目指す学校像を基に、各学校のスクール・ミッションを示すこととし

ました。

目指す学校像ですが、全都立高校が現在学校経営計画に掲げており、当該計画には中長期的な目標と年度ごとの目標等を定め、学校経営を行っています。

続いて（２）ですが、各学校に示すスクール・ミッションの主な内容としまして、「育成すべき人材像」「人材育成の手法や方向性」「社会的な意義」など、学校を特色付ける内容となっています。

例を二つお示ししています。

左側①は産業高校である橘高校です。ものづくりの生産から流通、販売に至る過程を学ぶことを特色としています。

続いて右側②ですが、今年４月に開校するチャレンジスクールの小台橋高校です。安心して学習できる環境を提供し、多様で柔軟な教育を実施するという内容としています。

後ろの別紙に、その他各校に示すスクール・ミッションを一覧にして添付しています。

続いて２ですが、各学校によるスクール・ポリシーの策定です。令和４年４月を予定しています。

各学校は、今回お示しするスクール・ミッションを踏まえまして、三つのスクール・ポリシーを策定します。

一番目にグラデュエーション・ポリシー。育成を目指す資質・能力に関する方針です。生徒の卒業後の姿を見据えまして、学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定める基本的な方針となっています。

二番目がカリキュラム・ポリシーです。教育課程の編成及び実施に関する方針です。どのような教育課程を編成し、実施し、学習評価を行うのかを定める基本的な方針でありまして、カリキュラムマネジメントの基盤となります。

三番目がアドミッション・ポリシー。入学者の受入れに関する方針です。各学校に期待される社会的役割や、グラデュエーション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえまして、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針です。

スクール・ポリシーとスクール・ミッションを各学校は自分の学校のホームページ

に掲載、また校内にも掲示し、学校案内や学校経営計画等で周知をし、その達成に取り組んでいくというものです。また、各学校では公表したスクール・ポリシーを踏まえた学校経営計画を、毎年度策定・公表しまして、学校が数値等の目標を定めることで、どれぐらい目標が達成できたかを、在校生、保護者、地域住民等へのアンケートなどによりまして、評価、分析、検討し、また次年度の学校経営計画に反映させ、学校の特徴化を更に進めてまいりたいと考えています。

説明は以上です。

【教育長】 ただ今の説明につきまして、御質問・御意見等ありましたらお願いを申し上げます。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明どうもありがとうございます。こうした学校のポリシーというのは、大学でもしばらく前から正に同じような形で作成するよというここと、いろいろな大学でもつくったりしていますし、非常に大事なことだと思いますが、どうしてもこのポリシーの文言というのは抽象的になったり、なかなか生徒、保護者に具体的に伝えにくい部分がありますので、ポリシーを掲げておしまいではなくて、このポリシーが具体的にどういうことを意味するのかということが、生徒たち自身、そして保護者の方々にしっかり伝わるように、是非、文言をホームページに載せるだけではなく、より具体化したメッセージとして発信してほしいというのが一つ目です。

また、こういったポリシーを掲げて、それを中期的な目標や年度ごとの目標を定めて、学校経営に反映させるというのは、もちろんとても大切なことだと思うんですけども、同時にあまり指標化し過ぎて、指標ありきになってしまっても本末転倒というか、また本来、学校ではなかなか指標化しづらい学びの様々な場面があるかと思えますので、その指標等、目標等がそちらに引きずられることなく、何のためにこういったポリシーを掲げて、それを具体的な目標に落とし込んでいこうとしているのかというのを、是非しっかりと気を付けながら、留意しながら、こういったポリシーを策定していただきたいなと、またそれを実現していただきたいなと思えますので、よろしくをお願いします。

【都立学校教育部長】 ポリシーの部分の具体的な発信に関しましては、学校案内

ですとか、そういったものでより分かりやすく、目に見える、ビジュアル化ということも含めて努めてもらうように、学校とも協議してまいりたいと思っています。また、指標についても、数値も大事ですけども、数値以外の部分についても留意しながら進めるように、共通認識でやってまいりたいと思います。ありがとうございます。

【教育長】 新井委員、お願いします。

【新井委員】 今、北村委員のおっしゃっていることは非常に重要で、特に冒頭のスクール・ミッションというものが、抽象的で、どの学校も同じようにすてきなことを、幕の内弁当みたいに何でもありますみたいな状態になりますと、それは多様な都立高校を設定し、例えば工業高校であるとか、先日来もこういう新しい工業高校像というようなことを、るる私たちが話し合っていることが実践されない懸念があったり、そういう思いが保護者や受検してくる生徒に伝わらないとか、中学校に伝わらないというようなことがあるといけません。また、こういう激動する時代に、様々な高度人材であるとか、多様な人材が求められているわけですけども、それがきちんと育成されているか、これまで連綿と続いている歴史や伝統という名前で、それをただ安全運転していないかというようなことも、やはりチェックする必要もあるかと思えます。

先ほど、アンケートというお話がありましたが、やはり私は指標というのは重要だと思っています。ただ、多分、北村委員が御懸念されているのは、K P Iというのはあまり高校教育になじまないだろうというお気持ちだと思うんですね。私もK P Iばかりはあまり良くないと思っています。一方で、指標が何もなくていいかという、それは違って、K P Iから、これからE B P Mというか、エビデンスベースドポリシーメイキングということが教育でも重要になってくると思っています。欧米ではそういうふうだと思います。

なので、例えばこの小台橋高校だと、安心して学ぶことができる時と場を提供するというのは、正に生徒自身と保護者が主観的にどう感じるかということなので、アンケートになると思います。多様で柔軟な教育を実施しというようなところは、実際に多様で柔軟な教育はどのようなラインナップで提供しているかということが示されることが重要だと思います。

一方、総合的な学力を身に付けたい人材というようなことになると、総合的な学力を身に付けた人材とはどのようなものなのかということの、指標ということをお考えいただいて、それでこれが指標じゃないかなと最初思ってやってみたと。そうしたら、これは指標として間違っていたという場合もあるし、指標は立ててみたんだけど、それはうちの学校の実態に合っていなかったという場合もあると思うのですね。なので、KPIにすると、達成しなかったら叱られる的な感じになると思うんですけども、指標というのはあくまでも指標がフィットしているかどうかも含めて、中期計画の中で、前はこれが指標かなと思ったんだけど違ったなみたいな、例えば読解力というふうに指標を立てて、日本語検定をやってみたらそれではなかったなというようなこともあると思うんですよね。例えば健康で健全な体力みたいなことだったら、例えば年に1回する体力測定の結果で、こういうところに課題があるからこういうふうにしてより健康なということもあると思うし、自学自習ということであれば、タブレットが入るので、自学している割合がどれぐらいあるかということもあるし、あるいはデジタルにより対応するというような学校があってもいいと思うんです。そうしたときには、例えば宿題のうちの何割をデジタルで提出することを認めているかなど、そういうような割合を自ら定めて、自分はどうだったかなということ点を点検するというシーンが必要だと思うんです。

それは、やはり東京都の全てのポリシー、方針というのがあったら、それに対しては指標というのがセットで付くということなので、今回まだこのポリシーに関しての運用、指標運用に関して、学校にまだ伝達していないと思うんですけども、ポリシーというのが来たら指標というのが来るので、学校の実態に合わせたポリシーメイキングをきちんとしないと後で苦しくなるので、それはきちんと実態を踏まえた上でのポリシーメイキングと、その指標をどうするかということセットを考えてくださいねというふうに、今のうちからお願いをしておくということが、現場を混乱させない上で非常に重要ではないかと思います。

以上です。長くすみません。

【都立学校教育部長】 仮に抽象的な目標が同じだったとしても、置かれている学校のフェーズや取組内容を、生徒によって具体的にブレークダウンする内容だと、そ

れに必要な指標が違いただろうと。それをしっかり分かってもらって、Plan、Do
それからもう一回見直すみたいなことをセットでやるようにという御指示と受け止めて
いますので、学校とその辺についてももしっかり協議してまいりたいと思います。あ
りがとうございます。

【教育長】 遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 これで結構だと思いますけれども、重要なことは今、新井委員が最
後に言われた、現場を混乱させないということだと思うんですね。ここにあります
ように、現在も既に目指す学校像というものが各校示されているわけであり、あるい
は旧制中学から現在の都立学校になっている学校は、開校時からそういうミッション
というか、校是というものがあるわけですね。そうすると、そうしたものを学ぶ生
徒、あるいは保護者、あるいは卒業生、こうしたものが、自分の学校というのはどの
ような学校だったのかということを考えるときに、言葉は悪いかもしれませんが、
法令で定められて、上から押し付けられて、ミッションをつくるというようなことで、
これはこうやるんだという。今までのとの関係はどうなるんだと。あるいは、OB会
の人が俺の学校はどうなってしまったのかななんていうことになるかもしれない。と
にかく現場が混乱しないように、この意味は何かということをきっちり。だから、
学校によっては、上から言われたからやるよと、だけどうちの学校は元々こういう方
針なんだよということ思い込んでいる先生もいるかもしれませんし、あるいは保護
者がいるかもしれません。そんなことを途中から言われたってということが出てくる。
ですから、そういうことのない、この趣旨は何なのか、今までの橋渡し、これをし
っかりやって、混乱をしないようにやっていただければ。

以上です。

【都立学校教育部長】 東京都は学校像のところに記載していますように、言葉は
違いますが、同じような観点でやらせてきていただいた過去がありますので、
その現状を踏まえて、学校ともこのスクール・ミッションを示す前段階として、目指
す学校像を基に、こういう方向性でいけば今の学校の現状ともぶつかり合わない形で
できないかという相談も事前にさせていただいていますので、考え方としては同じよ
うに、今後のポリシー等も今あるものを踏まえ、そのブラッシュアップをこのほど

していただくと、そういうことで進めさせていただきたいと思います。

【教育長】 北村委員、お願いします。

【北村委員】 今、お二人の委員がおっしゃったことは賛同してはまして、先ほど新井委員が御説明くださったのが、正に僕が申し上げたかったことで、K P I を作る
とそれを達成しなければいけないことが第一義的な目標になって、場合によっては達成
ができるようなものをどうやって作るかのようなところで、指標のマニピュレーシ
ョンというか、操作が始まったり、それが達成できないと駄目だというような話にな
ってきますので、そうではなくて、先ほど新井委員から御説明あったように、指標を
作る場合には、正に自分たちが何をしなければいけないのかということ踏まえなが
ら、しっかりとそれをモニタリングしていくための指標に過ぎないので、何でもかん
でも指標を作ると、すぐに評価につなげて、それでパフォーマンスを評価してとい
う話になりがちですので、そこは是非徹底して、それは高校教育にはなじまないでし
ょうというのをよく考えていただきたいなと思います。正に先ほど新井委員が御説明し
てくださったとおりのことを申し上げたかったので、是非よろしくお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

山口委員。

【山口委員】 北村委員がおっしゃったように、大学でも最近こういう動きがあっ
て、なかなか大変なところがあるんですが、教育というのは、やはり一過性というか、
ここで結果が出るものではなくて、ここで行われた教育が、社会に出てから子供たち
が将来あるいは人生といったところで、どういうふうに力を発揮するとか、評価され
るかという、多分そこがすごく重要なところだと思うんですね。ですから、指標と
いうことであれば、どこをもってそれを評価するのかといったところも、すごく難し
いと思うんです。ですから、こういったことを作るというのが、分かりやすく、ある
いは生徒たちに、これはある意味、約束、エンゲージメントですよね。ここの学校に
入ってきたらこれだけの資質・能力を最低限、大学はそこを求められているわけ
ですけども、きちんと身に付けさせて卒業させていきますよというような、その部分
が本当に、人としてとか何とかというのは多分その先につながっているんで、そこは
すごく難しいと思うんですけれども、やはりその最低のところを学校としては約束を

して、きちんと達成していきますよという、ここをきちんと分けて考えていくということが大事なのかなと思っているところが一点と、それともう一点は、やはり今、時代はどんどん変化していく中で、先ほど遠藤委員がおっしゃいましたけれども、学校はどこも校訓を持っているのではないですか。校訓が変わったという学校はあまり聞かないですよ。多分ずっと。でも、その校訓が多分そのスクール・ミッションだと思うんですよ。でも、そういう意味で、このスクール・ミッションを踏まえてスクール・ポリシーを策定していくというところと言うと、これはどこでどういうタイミングで変えるのかとか、何年に一遍変えるとか、あるいは何十年に一遍変えるのか、評価・点検してブラッシュアップしていくのかというのは、どのようなふうにお考えなのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

【都立学校教育部長】 まず、これはエンゲージメントなのではないか、つまり学校の瞬間、瞬間ではなくて、子供たちの育つ先の高校段階における力を付けさせるために何をやるかということについて、しっかり認識してまいりたいと思います。

それと二つ目の、これはずっと持つておくべきものなのかということですが、今回のスクール・ミッションをつくるに当たっての、先ほど遠藤委員からもありましたけれども、校是みたいなものについて挙げた上で、それをもう少しブレイクダウンしたミッションとしている学校もありますし、それとはまた別ですけれども、同じようなことを言い換えるということで、ミッションにしている学校もあります。いずれにしても、校是の方はかなり端的なワードで言っていて、不変なものも多いだろうと考えています。スクール・ミッションについては、そんなに短期間ではぱっと変えるようなものではないと思いますが、社会状況の変化に応じて、必要な改正をタイミングを見ながら進めていくということは必要であろうかと考えています。そういう意味では、短期間ではなくて、一定程度、中長期の時間を置いて考えていく必要があると思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

(2) 都立高等学校等における校則等に関する取組状況について

【教育長】 それでは、次に報告事項(2)「都立高等学校等における校則等に関する取組状況について」の説明を、指導部長からお願いします。

【指導部長】 それでは、報告資料(2)都立高等学校等における校則等に関する取組状況について御報告させていただきます。

まず、目的ですが、全ての都立高等学校等においては、令和4年度から学習指導要領の実施とあいまって、各校が策定した教育活動の指針となる、ただ今説明がありましたスクール・ポリシーに基づき、学びを推進するとしています。現在、各学校はこのスクール・ポリシーを策定しておりまして、スクール・ポリシーの策定に当たり、教職員や生徒等の関係者が参画して、その検討を進めているところです。

このような流れの中で、今年度、各校が教育活動を通じ、資質・能力を育成する過程において、守るべき学習や生活上の決まりである校則等に対する生徒の理解を深め、自分たちのものとして守っていく意識や姿勢を身に付けていくことができるよう、教職員や生徒、保護者等が話し合うなど、自己点検を実施してまいりました。

それでは、2にあります結果について御説明します。

校則の点検の実施についてですが、全ての都立高等学校等が今年度、生徒や保護者等との話し合いの機会等を設定した上で、校則等の点検を実施しています。

(2)ですが、次に、教職員や生徒、保護者等と話し合う機会の設定です。具体的な設定ですが、どういうふうにやっていくかといいますと、例えば、生徒会役員が教員と校則について意見交換した事例、保護者会において担任等が保護者から校則について意見聴取したという事例、また、教職員が職員会議等において生徒の意見や社会の状況等を踏まえて協議した事例が報告されています。

次に(3)点検の結果です。具体的な事例としては、生徒の意見を取り入れ、市販のベスト・カーディガンの着用も可能とした学校、生徒の実態に合わせて、校則から頭髮指導に関する記載を削除した学校、生徒会役員が他県の高校の校則を比較検討し、取組の参考にした学校等がありました。

また、校則のない学校も点検に取り組んでおり、校則の必要性や生徒の守るべきマ

ナーについて話し合うなど、生徒指導全般について、教職員、生徒等が確認した等の報告が挙がっています。

次に右側の表になりますが、都教育委員会は、今年度4月に都立高校宛てに、生徒の人権を保障したものであるか、社会通念上合理的と認められる範囲であるか、社会人として必要な規範意識の醸成のために必要な内容であるか、学校の実情、生徒の意見、保護者の意識、時代の進展を踏まえたものであるかなどの点検の視点を示しまして、必要な見直しを行うよう周知しています。

この表では見直しの状況を示していますが、各校は全ての項目で自己点検をしています。頭髮に関する届出を継続した学校についてですが、外国につながる生徒が多いためですとか、提出したいという生徒が在籍しているからなどの理由が挙げられています。いずれの学校も、話し合いの経過を経て継続することとしています。

今後ですが、各校は自校のホームページに校則を公開するとともに、次年度も校則等の自己点検を計画的に実施する予定となっています。また、都教育委員会は、都立高等学校等に対して点検に関する好事例を紹介するなど、生徒自身が自ら考え、主体的に校則について考える取組を推奨したいと考えています。こうした取組を通して、全ての都立高等学校等が、生徒が社会の一員として主体的に自校の校則について考え、守ることで、社会参画意識等を醸成していきたいと考えています。

説明は以上です。

【教育長】 ただ今の説明につきまして、御質問・御意見等ありましたらお願いを申し上げます。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 これはすばらしい生徒の市民性教育の一環として非常に大切なことだと思います。こうした中で、しっかりと生徒たち自身が主体的に考え、話し合い、こうした結果を出して、必要ない校則というものを変えていった、とてもこのプロセスが大事だと思います。今後、これをどう継続してやっていくかということが大事な点など。一回これだけ大きく変わると、ちょっと放っておく間、何だかまた分からないルールが学校の中にできたりすることもあるかもしれません。そういうものができたときに、生徒たち自身が声を上げたり、生徒たち自身がみんなで話し合っ物事を決

めていくという、そうした環境がしっかりと確保されていくこと、そしてそれが尊重されていくことが大事だと思いますので、今回すごくこれは大きな一歩だったなというふうに感じていますが、ここでおしまいではなくて、これが始まりだということで、都立高等学校等でそういった市民性教育をしっかりと今後も積極的にやっていくんだということを、是非徹底していただきたいなど。生徒たち自身が決めるということには、またそこに責任が伴うわけで、決めたことは自分たちでしっかりと守ろうということ、しっかりと生徒たち同士で話し合いながら今後も進めていただきたいなどと思いますので、まずは非常に大切な一歩を踏み出したのではないかなと個人的には感じています。ありがとうございます。

【指導部長】　今回は子供たちが、やはり自分の校則、学校にあるものがどういうものがあるのか、今回は校則ということですがけれども、これを通して、他にもいろいろなことがあります。そういったものを考えるきっかけにもなったと思います。特にこの校則については、やはり生徒たちが自分のものにしていこうということが芽生えたと同時に、今、委員がおっしゃったとおり、やはり責任もあるかと思います。今回調べた声の中に、やはり自分たちが決めたんだからきちんと守っていこうと、ルールに載っていないからといって何をやってもいいのではないのだと、自分たちが決めたもの、あるいは学校で、みんなで気持ちよく生活するためには、やはりお互いを思いやりながら、そういう心も大事なんだとか、そういった根本的なところも話された学校もあったようです。これをきっかけに、点検はもちろんですが、子供たちにいろいろ考えさせることを継続したいと考えています。

【教育長】　他にいかがでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】　これはこれで大事なことだと思うんですけども、校則とは何かということもしっかりと教えていただきたいと思うんですよね。私が都立高校に入ったときに、校長先生からまず言われたことは、君たちは大人であるということですよ。そして、この本を読んでおけと言われたのが、岩波新書の『自由と規律』という本でした。読んでいて、何なのかというと、要は、自由というのは、規律を守ることによって守られるということですよ。規則、あるいは規律を守らないと自由がなくなる

というような、細かなことは覚えていないのですけれども、自由と規律ということについて考えさせられた記憶があります。それが校則であったのかどうかは分からないのですけれども、こういうものを定めて、そのバックグラウンドが開いている。人間としての在り方、そうしたことも合わせて一緒にしっかりと、ただ単に規則を作っただけとか、こういう問題ではない、人間教育の一環であるということを、しっかりこの校則の中で教えていただければと思います。

以上です。

【指導部長】 今回、多くの学校は、校則とは何だろうかというところも、それをまず考えさせている状況です。つまり、生徒が将来の自己実現を図るために、そういうところで規範意識を身に付けるですとか、先ほどもお話ししましたが、他者と調和して、安心な集団生活を送るとか、そういうより良い進路実現に資するんだと、そういったところにやはり規範意識というところも大事でしょうし、そういったところがあるんだよということをまずは踏まえながら、いろいろ学校で子供たちが考えたというところですよ。

【新井委員】 本当に北村委員のおっしゃるとおり、重大な第一歩を踏み出せたなと思うんですけれども、この間、生徒やマスコミ等から御指摘があったにもかかわらず、かなり長い間、生徒の人権に関わるようなことが放置されていたということは、非常に遺憾なことだと私は思っています。これがどうして長年放置されていたかというと、これは各学校の校則を教育委員会が実は把握できる状態になかった。つまり可視化されていなかったということが、とても大きいのではないかなと思うんです。入学した子に生徒手帳が配られて、そこに初めて校則が書かれているとか、そこには書かれていない内規があったなどということは、教育委員会ではなかなか把握がしきれないことだと思うんです。今回、学校のホームページに校則をお書きになるということで、そのことは、教育委員会も、また新たに学校が人権に抵触しそうな校則を作ったときに、早期に発見できるという意味で大変良いし、なぜそんなにお困りになってここまでの校則を作ったのかというヒアリングをする機会にもなるので、公開をする、透明性を高めるということがとても良いことだと思います。加えて、校則について追加の細かい内規、例えばスカートの丈が何センチかというのを、校門で何センチか測

るようなことを、東京都ではないかもしれないですけども、やっている学校があるやに聞きます。例えば、そのような細かい内規も含めて把握ができるような状態にすることが重要だと思います。

二点目は、この度、刑法の改正が検討されると報道等で聞きました。その中には、侮辱に関しての刑罰が重くなる、インターネット上での侮辱等に対して刑罰が重くなるというような報道も読みました。やはり高校生になると、SNS等で様々な活動をするということは、一律にやめさせるということが現実的ではありません。しかし、そういう中で、侮辱に当たること、あるいは著作権の侵害に該当すること、あるいは個人情報流出などにつながることもあり得ると思うんです。今はそういうことについて、校則で、正直それは民法には抵触しますけれども、部分的には刑法には抵触しないというようなことがありますので、そのようなこと、デジタル時代に対応した校則というのをきちんと作られているかということも目配りすることが必要かなと思っています。

【指導部長】 一点目についてですが、これまで放置された学校もあって、何十年も前のものが残っていたのかもしれませんが。校則は、基本的には校長の権限によって定められるものです。ただ、いい事例は知りたいでしょうし、例えば、全国の情報も私どもには入りますので、校則に関して、そういった最新の情報を学校に提供することもできますので、そういった意味では、私ども教育委員会も、今後一緒に考えることは必要と考えています。

また、二点目の、デジタル時代を踏まえた校則についてですが、学校において、SNSはここ数年ずっといろいろな課題がありまして、SNSの扱いが校則の中に入っている学校もあります。それ以前に、SNSに関してはどうやって使ったらいいのかという、家庭と一緒にルールを考えさせたりする取組もやっているわけですが、新しいデジタル時代に入っていきますので、今後学校の方にもそういった視点も大事だということを周知していきたいなと思っています。

【新井委員】 一点目のお尋ねに関して、学校と教育委員会の指導部の方で情報を常に共有して、校長の権限ではあるけれども、お話をしたり、こういう事例がありますよという御紹介をしたりという努力をされているということは頭が下がります。

一方で、やはり中学生は、入学するまでどういう校則なのかを知らないというのはフェアではないと思っております、やはり校則が公開されることによって、中学生はここの学校に行くところという校則なんだなということをあらかじめ知り得るということとは大事ではないかなというふうには思います。

【指導部長】 今回の都立高等学校等のこういった取組は、各区市町村の教育委員会の方には紹介していきたいと思っておりますので、区市町村の方でもいろいろ考えていただくことは必要だと思っております。

【新井委員】 でも、先ほど校則は学校ホームページで公開されると言いましたよね。

【指導部長】 都立高等学校等は公開します。

【新井委員】 それで結構です。ですから、それをすることによって、入学前の中学生がここ的高校に入るところという校則なんだなということが認識できるようにしてほしいです。

【指導部長】 すみません。私が勘違いしました。小6から中1かと思いましたが、中3から高1ですね。分かりました。大丈夫です。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

秋山委員。

【秋山委員】 ずっと当たり前に思われていた校則を、現状に合わせて点検していくということは素晴らしいことだと思います。視点は変わりますけれども、校則は生徒に対してですけれども、教職員についても決まり事があるのではないかと思います。例えば、学校訪問すると下駄箱に私の名前が貼ってあるなど、なぜかを感じていること、あるいは合理的かというふうなことを、この機会に教職員も点検していく必要があるのではないかと思います。教職員に関しては、都教委から発信してもらうことがきっかけになるのではないかと思いますので。これは意見ですので、御検討をよろしくをお願いします。

【指導部長】 確かに、下駄箱に名前が貼ってあるのは、それは校長先生や事務の方が気を遣ってという、おもてなしではありませんけれども、そういうものもあるのかなと思いますけれども、ただ今回のことを契機に、その他のこともいろいろ考えて

みるのは非常にチャンスになるのではないかと考えています。

【次長】 補足させてください。今のお話で、私も確かに、行政の人間ですが、行くとそう感じる場合があります。今、大きな潮流として、学校現場に外部人材の、例えばいろいろな講師やボランティアの方が入るような流れになっていて、その流れというのは更に拡大していくと思います。従前から言っているように、風通しのよい組織であったのかどうかというのは非常に大きな観点であって、子供の学びは、先生方だけではなくて、地域や周辺のいろいろな方々が全体として支えていくという時代になっていますので、今、秋山委員の方から御意見ありましたが、正にいろいろな角度から見ていって、直すべきは直していくということで、今後の外部人材の登用等も含めた普通の在り方をどういうふうにするかというのは、都教育委員会も学校も一緒になって考えていって、実践をしていきたいと思っています。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

山口委員。

【山口委員】 もう議論も出尽くしているとは思いますが、素晴らしい取組だと思います。ただ、ここまで時間がかかったというのはなかなか残念だなと思ったりしています。恐らく、こういった校則もそうだし、規則、ルールというのを作るときには、やはり作った当時の理由というのがあるはずです。ですけれども、時代が流れていって、なぜこの校則ができたのかすら誰ももう分からない時代になっても変えることができないという、そういった環境そのものに問題があるんだと思うんです。それで、私は特に先生たちがお辛かっただろうなと思うのは、実はその先生たちが作ったわけではないから説明ができない。先生、何ですか、この校則はどういう意味があるんですかと言われたときに説明ができない。決まっているんだからやれよというふうにしか言いようがなかったこともあったと思うんです。つまり、それというのは、本当に教育の根本から外れているというか、議論がなく、これはこう決まっているからと、今の教育には反しているわけですから、ただそういうところを逆に先生たちは強要されていたとかというところはすごく申し訳なかったなと思うので、今回、非常に良かったのは、だからなぜこれが必要なのか、これはこうですよねというのを、当事者ですよね、生徒たちも含めて話合いができる環境にまず進んだということが、やはりす

ばらしいと思っています。だから、やはりこういう空気をすごく大事にしてほしいなと思います。

それから、これは私の私見というか感覚ですが、日本人はどちらかというと、決められたルールを守るという教育をずっとされてきたと思うんです。なぜそのルールがあるのか、なぜ守らなければいけないかではなくて、ルールを守る人間がいい子なんだ、優秀なんだというふうにされてきた、私もそう言われてきた覚えがあります。スポーツもそうですが。ただ、そうではなくて、今の国際社会のいろいろな現状問題を見ても、国際社会でも守らない国もありますよね。それで通ってしまっているような。でも、そういうことにこれからの子供たちはやはり向き合っていかなければいけないわけで、自分たちだけが守っていれば世界が平和で安全でということではなくて、みんなでそのルールを考えて、共有して、みんなで納得して守っていくという社会をつくっていくためにはどうするか。ちょっと飛躍したような気もしますが、でも元々のところはやはりそういうところであって、ただ守るということだけが美德ではないところを、先生たちも踏まえて、そういう議論を是非していただくといいかなと思います。よろしくをお願いします。

【指導部長】 山口委員がおっしゃったとおりでして、今回は全校でやっていますけれども、やはりこれまで教員も、守らせなくてはいけないみたいのところから、やはり今後は君たち生徒が育て守っていくんだよというところで、教え方が変わったと言いますか、視点も変わったという事例も報告を受けています。そういった点で、今後も、今回をきっかけに、様々な取組をやっていききたいと考えています。

【山口委員】 ありがとうございます。

もう一点だけ。この校則については、今日も記者の方が来られていますけれども、かなり批判的に言われてきて、それも私は一理あったという部分もあると思うんですが、やはり東京都でこういうふうに踏み出したということは、是非全面的に報道もしていただいて、やはり東京都がこの方向性を示したということは、全国における学校の校則について非常に大きな影響力があると思っていますので、これまで以上に是非報道していただきたいと思います。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

北村委員。

【北村委員】 最後にいつものそれ以外の発言というところで申し上げようかなと思っただけですけれども、先ほど山口委員がおっしゃられたこと、今、ロシアがウクライナに侵攻するという形で、平和が脅かされたりしています。でも、それだけではなくて、ミャンマーでは同じような軍事政権によるクーデターが起こったり、世界の各地で様々な紛争が起こっています。そういう中で平和について考えるということが、今まで以上に大切な時期だと思うんですね。先生方は学校でどういうふうにこういう問題を扱うのかというのは、非常に悩まれると思うんですけれども、自分の政治的な立場を押し付けるわけではなく、みんなが話し合いをしながら、どうやって平和な世界をつくっていくかということがいかに大切かということです。今の状況の中で、もしかしたらロシア系の血を引いている生徒さんは、誹謗中傷を浴びているかもしれないなど、そういうことにも思いを寄せながら、でも現実として、今、ウクライナで民間の方々非常にたくさん亡くなったりしている現実をどう捉えるかとか、そういうことを、やはり先生方も校則の問題からもしかしたら一つの手掛かりになるのかもしれないなど、先ほどの発言を伺って思いました。平和な世界をつくっていくために君たちは何ができるだろうかということを、そのためには是非、高校生たち、あるいは東京都内の子供たちに、今、何が起きているかということをしっかり理解し、まず知ることから始まると思いますので、それを知った上で、きちんとそれをみんなで話し合うみたいな、そういうことも、もしかするとこういう校則の話からできるのかもしれないなどというので、先ほど考えましたので、なかなか学校現場で取り上げることが難しい側面もあるかもしれませんが、是非東京都の中でもこの問題について、こういった問題についても積極的にみんなで議論するような、そういう環境をつくっていただきたいと思います。これはあくまでお願いと意見ですけれども。

【指導部長】 新しい学習指導要領でも、「主体的・対話的で深い学び」というのが大きな柱となっています。様々な題材、いろいろあるかと思えます。いろいろな情報が入ってきて、それをどういうふうに子供たちが取捨選択して考えていくか、非常に大事なことだと思います。様々な事象、身の回りの事象、主体的、対話的、深い学びというところで、今後も幅広く学習を続けさせていきたいと思っています。

【教育長】 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、他にありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

(3) 令和4年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）の実施について

【教育長】 それでは、次に報告事項(3)「令和4年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）の実施について」の説明を、教育政策担当部長からお願いします。

【教育政策担当部長】 それでは、報告資料(3)、令和4年度に実施をします、令和3年度分の東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について御報告をさせていただきます。

それでは、1の目的のところですが、この点検評価は地教行法の第26条に基づきまして、主要な施策や事務事業の取組状況について検討及び評価を行いまして、課題や方向性を明らかにして、効果的な教育行政を一層推進するために毎年度実施をしているものです。

今年度実施しました点検評価については、9月の教育委員会定例会で報告をさせていただきました。また、その報告書は第3回都議会定例会に提出し、公表をしているところです。

2 これまでの実施方法と課題のところですが、(1)実施方法ですが、これまで点検評価は東京都教育ビジョンの体系に基づいて、主要な事務事業を対象に実施をまいりました。実施に当たりましては、教育に関する有識者の意見を聴取し、助言を頂いています。令和2年度から4年度までの3年間は、デジタルハリウッド大学大学院の佐藤教授、国立教育政策研究所の白水総括研究官、渡辺教育政策・評価研究部長に委嘱をしているところです。

これまでの点検評価は、事業ごとにそれぞれ実施をしてきたというところがありまして、有識者の先生方からも点検評価に関して多くの事業が並行して進められている

ため全体の進捗（しんちよく）が分かりづらい、あるいは達成度をグラフやアイコン化してどこまで進捗しているのかを示すような明示できるようなことがあるとよい、また点検評価が各事業の改善につながり、都民の方々が見ても分かりやすい資料になることを目指してほしいといった意見を頂戴していました。この点につきまして、9月に御報告を申し上げた際にも、次年度に向けては見直しを検討したい旨、申し上げました。

3番目、令和4年度に実施する点検評価の改善についてです。こうしたことを踏まえ、このたび令和4年度に実施する点検評価に当たりましては、ビジョンの基本的な方針ごとに指標となる項目をあらかじめ設定し、関連する事業の取組状況や成果を検討することとしたいと考えています。

指標について、別紙を御覧いただきます。

例えばですが、方針1、一番上の欄ですが、全ての児童・生徒の確かな学力を育む教育の指標案としましては、全国学力・学習状況調査におきまして、平均正答率が全国平均を上回っている設問の割合であるとか、平均無回答率などを指標として、学力の状況を分析することとします。

また、方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育につきましては、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合であるとか、授業でのICTの活用頻度などを指標として分析していきたいと考えています。

その他の方針につきましても、こちらにありますような指標に基づいて、達成度を検証していきたいと考えています。これらの指標は、今後、有識者の先生方にも御助言を頂きながら、今回、試行的に設定して、教育ビジョンの計画期間である令和5年度まで推移を分析し、政策の評価や事業の改善に活用していきたいと考えています。

本件の報告は以上となります。よろしく申し上げます。

【教育長】 ただ今の説明につきまして、御質問・御意見等ありましたらお願いを申し上げます。

秋山委員。

【秋山委員】 この点検及び評価の指標はとても大事だと思っています。それで、

1 から12の中で、方針7だけが具体的な指標になっていないのですが、ここはどう考えたらよろしいでしょうか。

【教育政策担当部長】 このオリンピック・パラリンピックのレガシーのところに關しましては、有識者の先生方とも検討していく中で、指標の設定については考えていきたいと思っています。指標がないということではございません。また、もし教育委員の先生方におかれましても、こんな指標を設定した方がよいのではないかという御意見があれば、頂戴した上で、有識者の先生方との検討にも臨みたいと思っています。

【秋山委員】 例えば、特別支援学校と地域の学校で交流している学校の割合とか、そういうふうに具体的な指標があるといいなと思いました。後で思い付いたことは事務局に連絡してもよろしいでしょうか。

【教育政策担当部長】 はい。是非よろしくお願いします。

【教育長】 新井委員、お願いします。

【新井委員】 学校では毎年、体力測定と健康診断をされていると思います。ですので、方針6に、お名前を勝手に出して申し訳ないのですけれども、秋山先生の御指導をいただいて、体力測定や健康診断でここを見ていくというのは大事ななと思います。例えば、近視の生徒の割合であるとか、むし歯は健康との関係が大変深いといわれていますので、むし歯であるとか、あるいは体力測定の、これは是非、山口委員に御助言いただくといいと思いますけれども、方針6について、好きだというような主観的なことだけではなくて、やや客観的な指標が入るといいのではないかなと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 御意見ありがとうございます。今、御意見を頂いたところにつきましては、例えば体力については、ほかのいろいろな計画もありますので、こちらはどちらかというともうちょっと大きいところで、いろいろな計画と整合性を図りながら、設定をしていきたいと思っています。また、今回はある意味で途中から

の設定になりますので、これまでそういう指標を設けていなかったもので、そういう意味では次期のビジョンの改定期に向けて、きちんと指標を設定するような方向の中での試行的な意味合いもあります。いろいろな方々から意見を頂きながら取り組んでいきたいと思っています。ありがとうございます。

【教育長】 北村委員、お願いします。

【北村委員】 学校現場で様々な調査、アンケートが並行して行われながら、本来は先ほど新井委員御指摘のように、ある調査で得られた結果と別のものの結果がきちんとひも付けられて分析されなければいけないわけですが、そういうことが十分にできていないと思うんですね。ですので、これだけではなくて、こうした大きなものをはじめ、個別のものを、どういうふうにこういった調査の結果をお互いにきちんとひも付け合って、オーバーラップをなくす、そしてお互いに活用し合う、そういう全体のデザインというのを一度しっかりやられるといいのかなというのを非常に強く感じますので、お願いします。

あとは本当に細かなコメントを一つだけだと、例えば方針8の大学の理系学科への進学率、これがやはりジェンダーの観点からも、女子生徒の進学率はどうかということと同時に、例えば男子生徒でも保健だとかそういったところに増えているのかどうかなど、そんなようなことも是非関心を持ちながらやっていていただきたいなと思いました。

以上です。

【教育長】 遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 つまらない感想とって、場合によっては聞き流してください。私を感じたのは、この有識者の意見こそ、抽象的で分かりにくいですよ。一つ一つ、これは違って当たり前ではないですか。目標がそれぞれ違うわけであって、統一的な目標ではないわけであって、これはこの有識者の御意見をどうすればいいのかいなというように感じました。一つ一つの目標について、きちんと一つ一つ達成していくということを、しっかりコールをかけていけばいいのかなというふうに、私の感想として思いましたので。

以上です。特によろしいです。

【教育政策担当部長】 有識者の先生方には、ある意味指標を設定していなかったために、一つ一つの点検評価につきましても、事業についてやっていることを、結構膨大なものを見ていただくこととなり、横で比較することによりなじまない状況で、本当に分かりにくい部分があったと反省しています。そういう意味で、誰が見ても分かるような、だからこそ評価することが改善にも結び付きやすいような取組となりますように、頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【教育長】 ほかに。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 先ほど北村委員がおっしゃったことは、私が最初に申し上げたかったことと非常に関係するんです。これはどういうことを言おうとしたかということ、追加で学校現場に何かKPIでアンケートを取れとか何とかというようなことになると、今、多忙な学校がより多忙になります。一方、学校というのは、先ほど体力測定とか歯科検診とか、様々な健診ものと、あとは全国学テ、それと学テに付いている学習状況調査、それがありますよね。それを十分に活用しないで追加のアンケートをするというのは、多忙を引き起こすことなので、東京都はこちらのデータがあるはずなんだから、それをまず使い尽くしてから追加アンケートでしようと思うと。だから、使い尽くしていないのに新たな指標を設定するというのは、多忙を引き起こすからやめてほしいです。今まだ使えていないものがたくさんある、そういうふうに申し上げたつもりでした。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにありませんようでしたら、本件につきまして報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

3月24日(木) 午前9時30分

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会ですが、3月24日午前9時30分より、ここ教育委員会室にて開催させていただければと思います。

以上です。

【教育長】 ただ今の御説明のとおり、次回の教育委員会につきましては3月24日の午前9時30分から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会は3月24日、時間が若干早まりますが、9時30分からとなりますので、お間違いのないようによろしくお願いを申し上げます。

日程そのほか、何かありませんでしょうか。

北村委員。

【北村委員】 先ほど申し上げたことで、一つだけ補足で、平和の問題を考えるとというのが一つではあるんですが、同時にSDGs、持続可能な社会を実現するという観点からも、今の紛争によってガソリン価格が高騰したり、小麦の値段が高騰したりなど、子供たちにとっての日常生活と非常に密接した問題なんだよということを、是非そういった観点から、だから誰がいい悪いとかという話だけではなくて、何か自分事として捉えるというときに、こういった問題が自分たちの生活にも直結しているよねということを、しっかりと学校でも議論していただきたいなということを申し上げさせていただきます。

以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それではこの後、非公開の審議に入ります。

(午前11時28分)